

輪島市監査公表第20号

地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成28年10月12日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 小山 栄



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

平成28年10月4日(火) 市民課

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高野 哲男

輪島市監査委員 小山 栄

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた平成28年度監査資料(平成28年4月から8月まで)に係る事務事業全般及び平成27年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○戸籍・国保・後期高齢者医療など多岐にわたる業務の他に、臨時福祉給付金給付事業、個人番号カード交付事業など、可及的対応を要する事業にも鋭意取り組み市民サービスに努めている。また、市民課独自で「接客心得の読本」を作成し職員間での窓口対応態度の確認・周知に努力していることが伺える。

○はり・きゅう・マッサージ施術助成は、申請時の年度残月数により助成額が決定するため、年に1回の広報紙掲載だけでは、周知徹底されないと想われる所以度々の働きかけが必要と考える。

○ジェネリック薬品の使用は後期高齢者医療費の高騰を抑制するためにも不可欠と思われる。市民に対しジェネリック薬品使用推奨の周知を様々な手法で積極的にお願いしたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。